

第1章 総則

本章では、マニュアルの目的と用語の説明、一般的な石綿に関する適用法令、特性、用途等について述べるとともに、廃棄物処理施設の解体等フローとマニュアルの構成との関係について示す。

1.1 目的

本マニュアルは、廃棄物処理施設におけるプラント設備（以下「工作物」という。）の解体等の際に、石綿含有製品からの石綿の飛散を防止するため、その使用箇所を確実に把握し、飛散防止対策が適正かつ円滑に実施されることを目的として策定したものである。

【解説】

廃棄物処理施設は、建築物（建屋）と工作物（プラント設備）で構成されている。そのうち、建築物については、解体等における石綿飛散防止に関するマニュアル「平成16年版建築改修工事監理指針：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 財団法人建築保全センター（平成17年9月）」等が策定されているものの、工作物についてはほとんど触れられていない。

また、廃棄物処理施設における工作物は、処理対象物の性状や量などに応じて設計施工されており、特殊な部品や材料が用いられる場合があり、どの箇所にどの石綿含有製品が使用されているか、設計図書等においても判別できない場合がある。

そのため、廃棄物処理施設の工作物における石綿含有製品の使用状況等の調査結果をもとに、石綿含有製品の使用状況の把握を容易に行えるようにするとともに、解体等における石綿の飛散防止対策が適正かつ円滑に実施されるよう、本マニュアルを策定したものである。

なお、建築物の中で廃棄物処理施設特有の特徴を有する箇所（煙突での断熱材や送風機室などでの吸音材等）については、本マニュアルの適用対象である。

1.2 用語

本マニュアルにおける用語の定義は、次のとおりである。

1. 石綿含有製品	石綿を製品中に 1 質量% を超えて含有しているものをいう。
2. 吹付け材	石綿含有製品のうち、石綿等の無機繊維と結合材を一定割合で水を加えて混合し、吹付け施工したもの。
3. 保温材等	石綿含有製品のうち、保温材、耐火被覆材及び断熱材をいう。
4. 成形板	石綿含有製品のうち、セメント、けい酸カルシウム等の原料に、石綿を補強繊維として混合し、成形されたもの。
5. 飛散性アスベスト廃棄物	吹付け材、保温材等、容易に大気中に飛散するおそれのある石綿を含む廃棄物をいう。
6. 非飛散性アスベスト廃棄物	石綿を含む成形板が解体等により撤去され廃棄物となったものをいう。
7. 隔離シート	作業場を隔離するために使用するプラスチック製シートをいう。
8. 発じん	物の破碎・選別・その他機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散することをいう。
9. 解体等	解体または改造・補修をいう。
10. 事業者	解体等工事に係わる廃棄物処理施設の設置者または直接工事を請負う者をいう。

【解説】

1. 石綿含有製品

石綿は、「アスベスト」と記されることがあるが、本マニュアルでは、法令、JIS、製品等で用いられる場合を除き、「石綿（いしわた）」と表記することとする。

石綿は、天然に産する繊維状のけい酸塩鉱物で、次の 6 種類が該当し、そのうち、我が国では主に、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトの 3 種類が使用されていた。

(1) 蛇紋石系：クリソタイル（温石綿または白石綿）

(2) 角閃石系：アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、トレモライト（透角閃石）、アクチノライト（陽起石）、アンソフィライト（直閃石）

石綿含有製品とは、これらの石綿を製品中に 1 質量% を超えて含有しているものをいう。

2. 吹付け材

主に建築物の耐火被覆用吹付け材の主材として、石綿、ロックウール、ひる石、パーライトを混合したもので、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材があり、解体等の際、石綿の飛散性が高い製品として分類される。

3. 保温材等

保温材、耐火被覆材及び断熱材等の石綿含有製品をいう。

- (1) 保温材：石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、けい酸カルシウム保温材、水練り保温材
- (2) 耐火被覆材：耐火被覆板、けい酸カルシウム板第二種、耐火被覆塗り材
- (3) 断熱材：屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材

4. 成形板

成形板には、石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング等が該当する。

5. 飛散性アスベスト廃棄物

飛散性アスベスト廃棄物は、廃石綿等に該当する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)施行規則第1条の2第7項によって飛散性アスベスト廃棄物は、廃石綿等とし、次のように定められている。

- (1) 吹付けられた建築材料から除去された石綿
- (2) 石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次のもの
 - ・石綿保温材
 - ・けいそう土保温材
 - ・パーライト保温材
 - ・人の接触、気流及び振動等により上記保温材と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材
- (3) (1)及び(2)のものを除去する際に用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの。

なお、(2)の「同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材」については、平成17年8月の廃石綿等処理マニュアル(暫定)において、密度 $0.5\text{g}/\text{cm}^3$ 以下であって、軽く接触したり気流があたったりするだけで、材料に含まれる石綿が空气中に飛散するおそれのあるもので、粉体状のもの、もしくは感覚的に手で容易にもみほぐすことができるものとされ、けい酸カルシウム保温材等が該当する。また、密度 $0.5\text{g}/\text{cm}^3$ 以下であって、石綿を著しく飛散するおそれのある断熱材、耐火被覆材についても同様に取り扱うこととされている。

6. 非飛散性アスベスト廃棄物

石綿スレート、石綿管などの成形板が解体等により撤去され廃棄物となったものをいう。

成形板は、廃棄物になった際には、容易に大気中に飛散しない非飛散性アスベスト廃棄物となり、主に産業廃棄物の「がれき類」(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)または「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」に該当する。

7. 隔離シート

プラスチック製シートで、壁面で使用する場合は厚み 0.08mm 以上、床面で使用する場合は厚み 0.15mm 以上で、作業場と他の場所を確実に隔離できるものをいい、負圧除じん装置の稼動時に破損、漏れ等が無いものをいう。

8. 発じん

石綿含有製品等の破砕・選別・その他機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散することをいう。

9. 解体等

工作物の解体、破砕等の作業の他、工作物の改造、補修も含まれる。

10. 事業者

解体等作業を行う、廃棄物処理施設の設置者または設置者から直接工事を請け負う者をいう。

1.3 適用範囲

本マニュアルは、廃棄物処理施設において、当該施設の工作物の解体等における石綿飛散防止対策について適用し、石綿含有製品に係る解体等作業の事業者を対象とする。

【解説】

本マニュアルは、主に一般廃棄物処理施設の工作物の解体等における、石綿の飛散防止対策に適用し、解体等作業に係る事業者を対象とするが、産業廃棄物処理施設の工作物の解体等にあたっては適用することが望まれるものである。

本マニュアルの適用範囲と関係法令等を図 1-3-1 に示す。

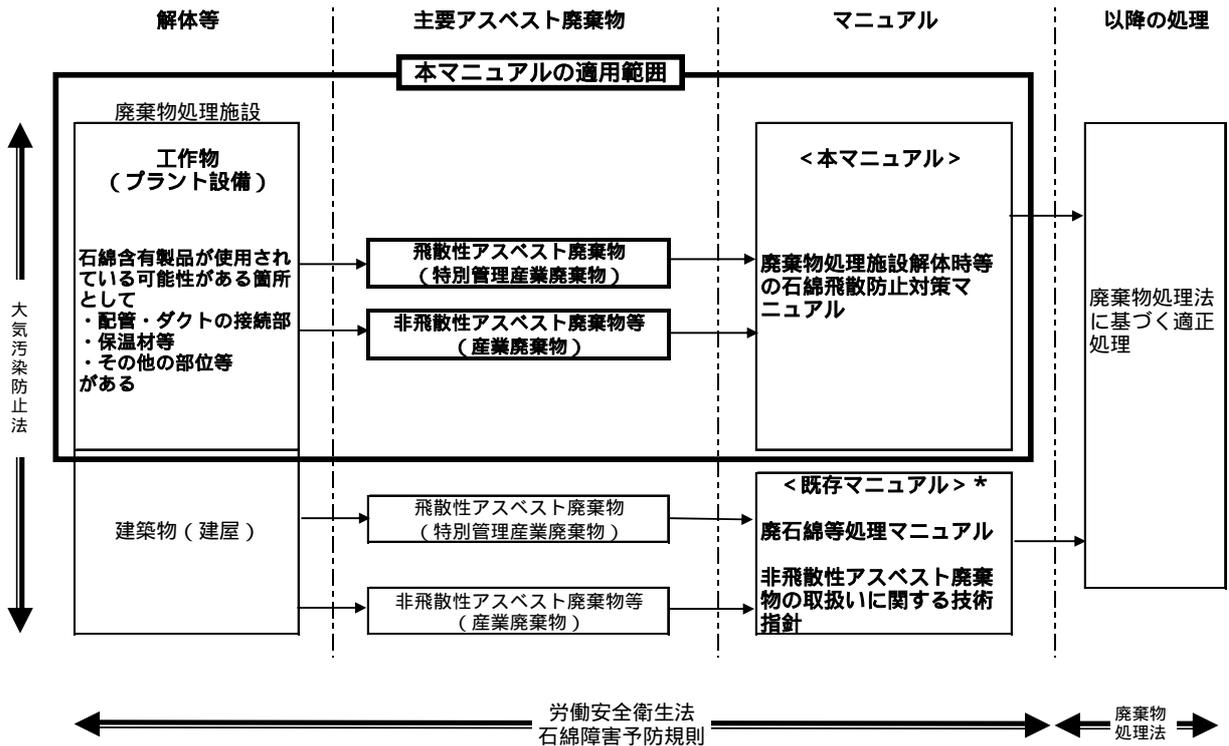


図 1-3-1 マニュアル適用範囲

*既存マニュアル等には次のものがある。

特別管理廃棄物シリーズ 廃石綿等処理マニュアル

：厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修

財団法人廃棄物研究財団編（平成 5 年 3 月）

吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について【地方自治体向け手引き】【事業者向け手引き】：環境省環境管理局大気環境課（平成13年3月）

建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル：東京都環境局（平成 16 年 3 月）

非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針

：非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について(通知)

（平成 17 年 3 月 30 日付け環廃産発 第 050330010 号）

既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針：日本石綿協会（平成 17 年 4 月）

建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル

：建設業労働災害防止協会（平成 17 年 8 月）

廃石綿等処理マニュアル(暫定)：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（平成 17 年 8 月）

民間建築物等のための建築物アスベスト点検の手引：東京都環境局（平成 17 年 9 月）

1.4 適用法令等

石綿に係る規制には次のものがある。

1. 解体等に係る規制
2. 廃棄物に係る規制

【解説】

1. 解体等に係る規制

(1) 石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）に基づく規制

1970年から1990年にかけて年間30万トンという大量の石綿が輸入されており、その80%以上は建材に使用されたといわれている。この時期に建設された建築物には石綿が多く使用されており、今後これらの建築物は寿命とともに解体されることになるが、そのピークは、2020年から2040年頃にくると予想されており、建築物の解体作業における石綿ばく露防止対策及び周辺への飛散防止対策の徹底が必要となってきた。

このように、今後の石綿ばく露防止対策は、建築物等の解体作業が中心となることから、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等の充実を図るため、石綿則が平成17年2月24日制定、公布され、平成17年7月1日より施行された。

表 1-4-1 労働安全衛生法（石綿則）の規定

区分	解体方法		石綿含有製品の使用状況		届出	届出先	必要な飛散防止対策
建築物・工作物	解体・改修	除去	吹付け	耐火・準耐火建築物	14日前	労働基準監督署長	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場の隔離 ・作業場での局所排気装置等の設置が望ましい
				耐火・準耐火以外の建築物	あらかじめ		
		保温材等が張り付けられた建築物・工作物					<ul style="list-style-type: none"> ・発散するおそれのある区域への立入禁止等 ・湿潤化 ・石綿の処理
		成形板等が張り付けられた建築物・工作物					<ul style="list-style-type: none"> ・湿潤化
	囲い込みまたは封じ込み	吹付け	耐火・準耐火建築物			<ul style="list-style-type: none"> ・劣化状態及び下地との接着状態の確認（劣化が著しい場合または接着不良の場合は除去すること。） 	
			耐火・準耐火以外の建築物				

(2) 大気汚染防止法（以下「大防法」という。）に基づく規制

石綿が使用されている建築物の解体作業等における特定粉じんの飛散を防止する措置を拡充・強化するため、大防法施行令及び施行規則が、平成 17 年 12 月 21 日付けで改正され、平成 18 年 3 月 1 日から施行された。その結果、特定粉じんを発生し、または飛散させる原因となる建築材料に、既に大防法施行令で指定されている吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が指定され、特定粉じん排出等作業の規模要件の撤廃及び飛散防止の徹底が図られることとなった。

さらに、石綿による健康被害に係る問題については、平成 17 年 12 月に「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられ、そこでは、隙間のない健康被害者の救済等と併せ、今後の被害を未然に防止するため、平成 18 年 2 月に大防法の改正が行われ、アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）についても解体等の作業時における飛散防止対策の実施が義務づけられた。

また、同時に、平成 18 年 2 月、地方財政法、建築基準法、廃棄物処理法についても改正されたので、その概要を以下に示す。

地方財政法の改正

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の特例対象とする。

建築基準法の改正

建築物における健康被害を防止するため、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等の使用を規制する。

廃棄物処理法の改正

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

表 1-4-2 大防法の規定

区分	解体方法	石綿含有製品の 使用状況	届出	届出先	必要な飛散防止対策*2		
建築物・(工作物) *1	解体	除去	吹付け施工された建築物	14 日前	都道府県知事 (政令により委任されている市については市長)	<ul style="list-style-type: none"> 作業場の隔離及び前室の設置 作業場の負圧保持及び集じん・排気装置の使用 薬液等による湿潤化 除去部分への薬液等の散布及び石綿の処理 	
		掻き落とし 切断等	保温材等が張り付けられた建築物				
		上記以外の方法					
		あらかじめ 除去困難な 場所	吹付け施工された建築物				<ul style="list-style-type: none"> 散水
		除去	吹付け施工された建築物				
		改造・ 補修作業	除去				吹付け施工された建築物
	掻き落とし 切断等		保温材等が張り付けられた建築物				
	上記以外の方法		吹付け施工された建築物				
	囲い込みまたは封じ込め		保温材等が張り付けられた建築物			上記 と同様	
							劣化状態及び下地との接着状態の確認 劣化が著しい場合または接着不良の場合は除去すること。

*1 平成18年2月、大防法の適用対象に、従来の建築物に加え工作物も含める改正法が成立し、この改正法が施行される段階では、適用対象は、建築物と工作物となる。

*2 これらと同等以上の効果を有する措置も認められている。

(3) その他

「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針(平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号)」が環境省から通知され、石綿含有スレート、サイディングボード等の石綿含有建築材料を使用している建築物を解体する際には、事前に石綿スレート等を原則として手作業で、建築材料を破碎することなく、撤去しなければならないことが示されている。

2. 廃棄物に係る規制

アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法によって次のように規定されている。
アスベスト廃棄物は産業廃棄物であり、次のように分類できる。

(1) 飛散性アスベスト廃棄物

吹付け石綿等の飛散性を有するアスベスト廃棄物については、特別管理産業廃棄物として、通常の廃棄物よりも厳しい処理基準が適用される。

- ・ 保管・収集運搬：梱包等による飛散防止措置等
- ・ 処分：二重梱包または固形化して管理型処分場に埋立。

溶融処理を行った場合は安定型処分場に埋立可能。

(2) 非飛散性アスベスト廃棄物

成形板等の非飛散性アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法に基づく一般的な飛散防止の措置に加え、平成 17 年 3 月にその取扱いに関する技術指針が策定された。

- ・ 他の廃棄物と混合させない
- ・ 散水、シート掛け、袋詰め等の飛散防止措置
- ・ 処理の過程において極力破砕等を行わない等

廃棄物処理と関連法令について表 1-4-3 に示す。

表 1-4-3 廃棄物処理と関連法令

石綿含有製品		吹付け材	保温材等	成形板	その他の製品(ガスカート等)*3
解体等での発じん性		著しく高い	高い	比較的低い	-
廃棄物の分類		特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト廃棄物)		産業廃棄物 (非飛散性アスベスト廃棄物)	産業廃棄物
適用法令等	解体等	労働安全衛生法(石綿則)			非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
	廃棄物	大防法 (特定建築材料)*1 (特定粉じん排出等作業)*2		廃棄物処理法	

*1 大防法施行令第 3 条の 3 に、「特定建築材料」は、次の様に規定されている。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(前号に掲げるものを除く。)

*2 大防法施行令第 3 条の 4 に、「特定粉じん排出等作業」は、次の様に規定されている。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

*3 その他の製品(ガスカート等)については、非飛散性アスベスト廃棄物に準じた処理が望ましい。

1.5 石綿の特性と用途

1. 石綿の特性

石綿が様々な工業製品に使用されている理由は、経済的には安価であること及びその物質的特性によるもので、特に次の点が挙げられる。

- (1) 紡織繊維性
- (2) 耐熱性
- (3) 抗張力
- (4) 耐薬品性
- (5) 絶縁性
- (6) 耐摩耗性
- (7) 吸音性

2. 用途

石綿は、強度を備えた微細な繊維構造を持つため、重さに比べて非常に大きな表面積をもつという特性を活かし、その輸入量の大部分が、スレート、けい酸カルシウム板、ビニールタイル等の建築資材の繊維素材として使用されてきた。

【解説】

1. 石綿の特性

(1) 紡織繊維性

クリソタイルの単繊維は、太さが約 $0.01 \sim 0.03 \mu\text{m}$ で石綿繊維のなかで最も細く長さが約 $1 \sim 20 \mu\text{m}$ の中空管状をなしている。また、アモサイト、クロシドライトは板状をなしている。

通常、石綿繊維は集合体を成しており、工学的に解綿できる最も細い繊維束の大きさはおおよそ $1 \sim 2 \mu\text{m}$ であり、他の無機または有機繊維に比べて著しく細い。

(2) 耐熱性

クリソタイルでは、おおよそ 500 までは安定であり、角閃石系のものはクリソタイルより高温でも安定している。この耐熱性から、吹付け材等の建築資材及び他の工業資材に使用されることになった。

(3) 抗張力

石綿は、ピアノ線より強い引張力を有している。また、しなやかさも有しているが、特にクリソタイルのしなやかさが最も優れているとされている。

(4) 耐薬品性

耐酸性及び耐アルカリ性は、石綿繊維の種類によって異なるが、その中で、アンソフィライトが最も優れており、クリソタイルが劣り、他はこれらの中に位置するとされている。

また、酸・アリカリ以外の薬品に対しても比較的抵抗力が強いとされている。

(5) 絶縁性、耐摩耗性、吸音性

石綿は一般に熱絶縁性に優れている。この特性及び小さい吸湿・吸水性から保温材料として用いられている。

このほか、石綿は通常環境条件下では、半永久的に分解・変質せず、また地表に沈降した場合、容易に再発じんするため、極めて長い間一般環境中に留まることが知られている。

我が国で主に使用された3種類の石綿の物理化学的特性を表 1-5-1 に示す。

表 1-5-1 我が国で主に使用されていた石綿の物理的・化学的性質

	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト
硬度	2.5~4.0	5.5~6.0	4
比重	2.55	3.43	3.37
抗張力(kg/cm ²)	31,000	25,000	35,000
比抵抗(M cm)	0.003~0.15	<500	0.2~0.5
柔軟性	優	良	優
耐酸性	劣	良	優
耐アルカリ性	優	優	優
脱構造水温度()	550~700	600~800	400~600
耐熱性	良い。但し 450 位から脆くなる	クリソタイルよりやや良	クリソタイルと同等

2. 用途

石綿はその大半が建材製品に使用されており、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒に加工され、建築物の壁材、屋根材、外装材、内装材等に使用されている。

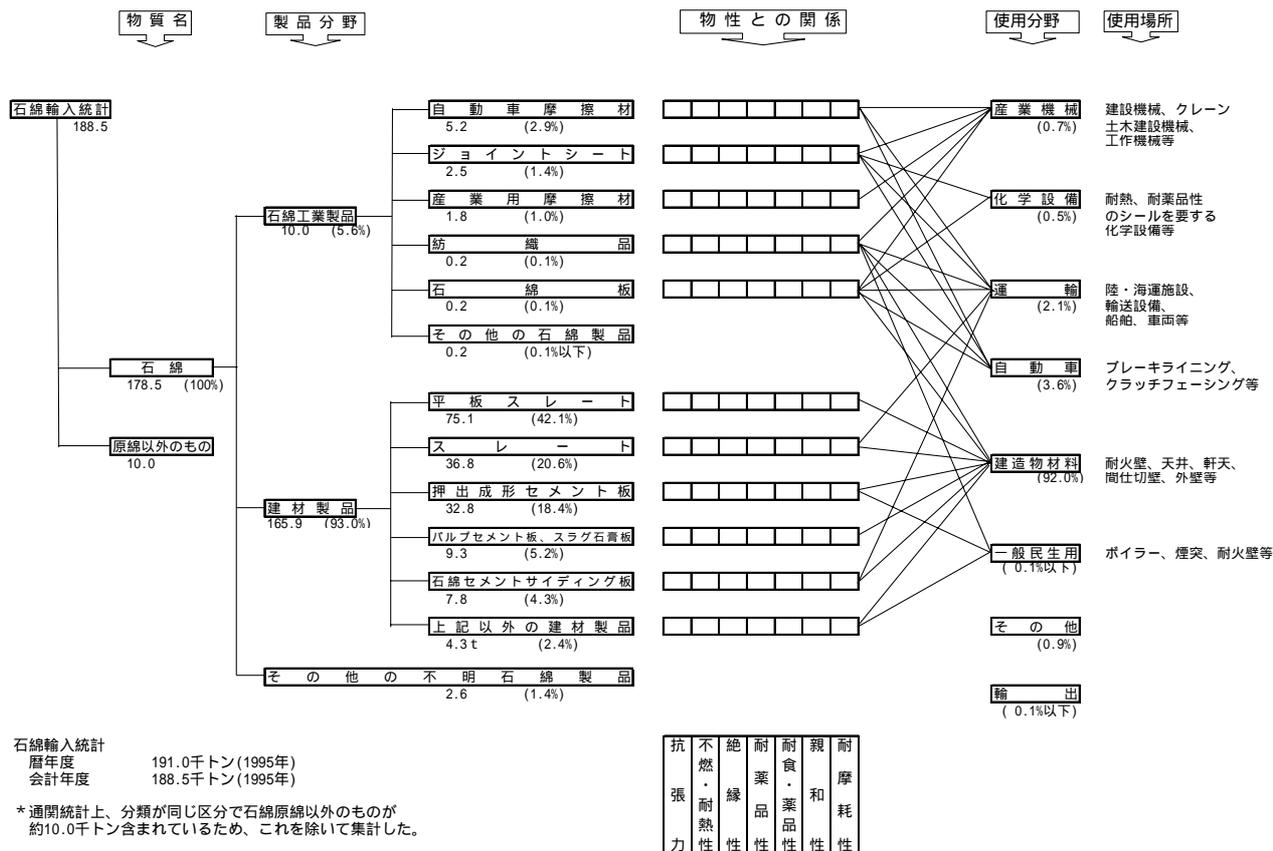
建材製品以外では、自動車のブレーキライニングやクラッチフェーシング等の摩擦材や、シール材に加工されて化学プラント等の配管や機器のガスケット、漏洩防止用のグランドパッキン等に広範に使用されているほか、断熱、絶縁性に優れ、酸、アルカリにも強いため、電線の被覆材、機械、器具の断熱材に使用されている。

図 1-5-1 に 1995 年(平成 7 年)当時のわが国における石綿の使用状況を示す。

石綿を含有する製品の製造等に係る規制については、平成 7 年に安衛法施行令の改正により、石綿のうち有害性の高いアモサイト及びクロシドライトを含有する製品の製造等が禁止され、さらに平成 16 年 10 月 1 日にクリソタイル等の石綿を含有する石綿セメント円筒等の 10 品目(表 1-5-2)の製造等が禁止された。

シール材等の製品(表 1-5-3、1-5-4)については、現在まだ製造が禁止されていないが、これらについても、遅くとも平成 20 年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化が図られることになっている。

(単位：千トン)



石綿輸入統計
暦年度 191.0千トン(1995年)
会計年度 188.5千トン(1995年)

* 通関統計上、分類が同じ区分で石綿原綿以外のものが約10.0千トン含まれているため、これを除いて集計した。

図 1-5-1 石綿含有製品の種類と用途

表 1-5-2 平成 16 年 10 月 1 日から製造等が禁止された石綿含有製品

製品の種類	主な用途
石綿セメント円筒	煙突、臭気抜き、温泉の送湯管、排水管等
押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁または間仕切壁等
住宅屋根用化粧スレート	屋根材に張られた板の上に葺く化粧板
繊維強化セメント板	工場等の建築物の屋根や外壁
窯業系サイディング	建築物の外装
クラッチフェーシング	摩擦材
クラッチライニング	摩擦材
ブレーキパッド	摩擦材
ブレーキライニング	摩擦材
接着剤	断熱材同士の隙間を埋める接着剤等

表 1-5-3 平成 16 年 10 月 1 日時点で製造等が禁止されていない石綿含有製品

製品の種類	主な用途
石綿紡織品(糸、布等)	工業製品材料
シール材(ガスケット・パッキン)	配管または機器のフランジ等静止部分や軸等の運動部分の密封
耐熱電気絶縁板	配電盤等

表 1-5-4 現在代替化が困難な石綿含有製品

	製品名	用途・条件	
1	ジョイントシート ガスケット	温度・耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 100 以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250 以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設または非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450 以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取扱う部分に使用されるもの
		サイズ	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
		圧力	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 3MPa 以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400 以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300 以上の温度の腐食性の高い流体（pH 2 以下または pH 11.5 以上のもの、溶融金属ナトリウム、黄りん、または赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、またはヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸またはそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット ガスケット	温度	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 1000 以上の高炉送風用熱風を取扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400 以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 500 以上の転炉、コークス炉ガスを取扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 300 以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸またはそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
5	ロケットモータ用 断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの	
6	潜水艦用ジョイントシートガスケット及びグランドパッキン	国内において製造される潜水艦に使用されるもの	
7	原材料	1～6の製品の原料または材料として使用されるもの	

出典：厚生労働省発表 平成 18 年 1 月 18 日 石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書について
アスベスト製品禁止除外品リスト（ポジティブリスト）

1.6 解体等フロー

事業者は、廃棄物処理施設の工作物の解体等の作業にあたって、適切な手順に沿って行う必要がある。

【解説】

解体等フローを図 1-6-1 に示す。

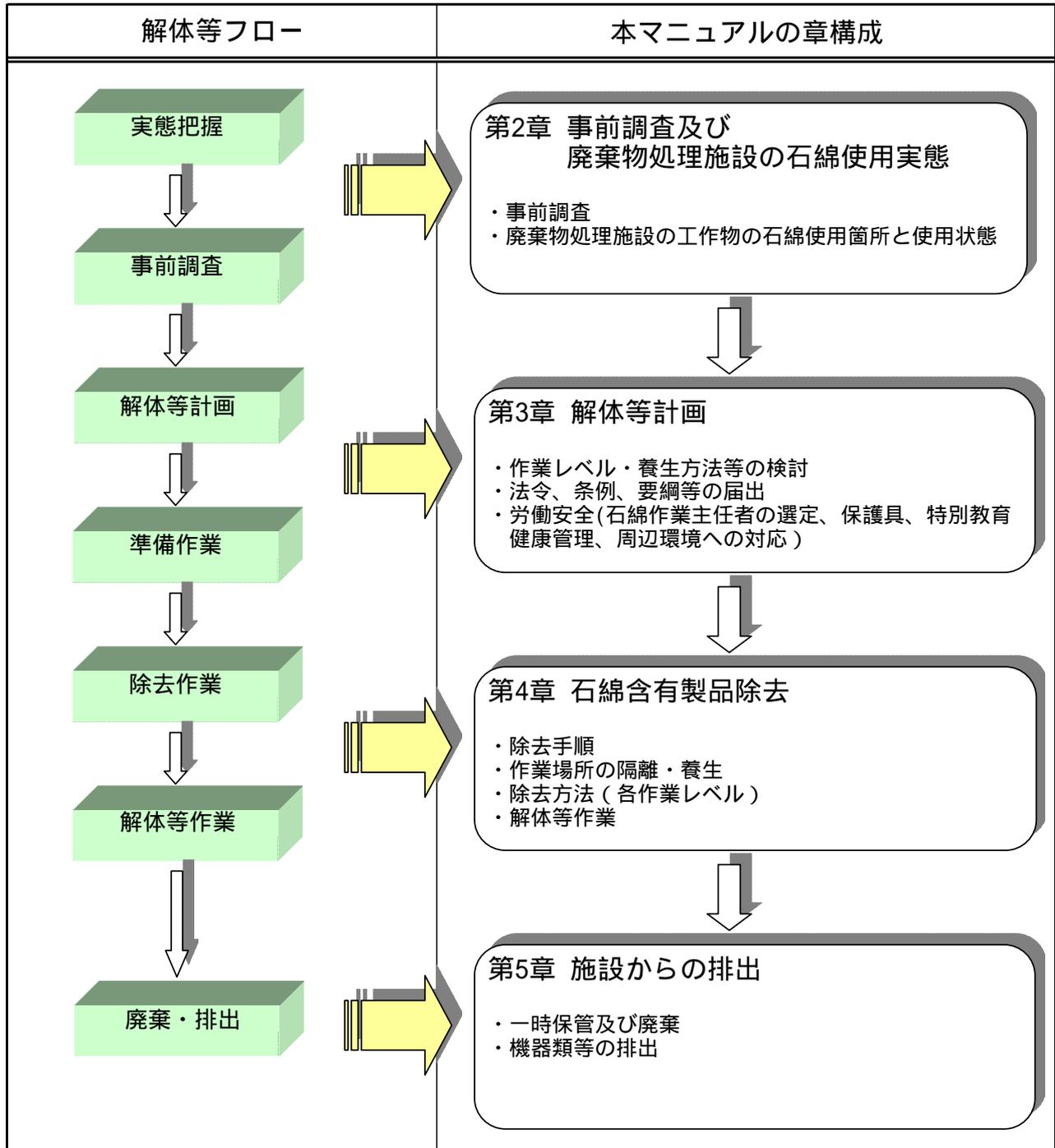


図 1-6-1 解体等フロー